

生徒・保護者の皆様へ

東京都立八丈高等学校長
佐藤 俊一
(公印省略)

緊急事態宣言下における都立八丈高等学校の対応について（依頼）

日頃から、本校の教育活動に、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が、東京都に発令され、東京都教育委員会から、都立学校の対応指針が示されました。
つきましては、都立学校の対応指針に基づき、本校の教育活動を実施いたしますので、御理解と御協力をいただけますように、どうぞ、よろしくお願いいたします。

記

1 オンラインの活動・分散登校・時差通学

- 罹患者及び罹患者の疑いがある方が島内蔓延した場合、または本校内で発生した場合には、始業・終業時刻の設定を工夫する。
- 罹患者及び罹患者の疑いがある方が島内蔓延した場合、または本校内で発生した場合には、生徒は学校に登校せず、授業日においてはオンラインを活用した教育活動を実施する。なお、本校において、クラウド学習支援サービスの活用など、様々なオンライン学習を実施する中で、全ての生徒が、原則として、1日1回以上、同時双方向型のオンラインによるSHRや教科等の授業などの活動に取り組めるよう工夫する。
 - ・本校のオンライン学習は、主として学校での学習（授業）以外の生徒の主体的な学習、家庭での学習（予習・復習、反転学習等）のために推進する。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン学習については、罹患者及び罹患者の疑いがある方が島内蔓延した場合、または本校内で発生した場合等、臨時休業等の事態になったときに実施する。
 - ・現時点では、分散登校及び自宅学習等は実施しないが、罹患者及び罹患者の疑いがある方が島内蔓延した場合、または本校内で発生した場合には、その限りではない。

●「緊急事態宣言下における都立学校の対応について（依頼）」

令和3年4月23日東京都教育委員会3教総総第279号 抜粋

学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

オンラインの活用・分散登校・時差通学

緊急事態宣言が解除される日まで、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう時差通学を徹底するとともに、人流を抑制するため分散登校を実施する。特に4月29日から5月9日までの間においては、人流を徹底的に抑制するため、オンラインを活用した

教育活動を全面的に実施する。

都立高等学校・中等教育学校・附属中学校

- 始業・終業時刻の設定を工夫する。
- 一度に集める生徒数は全生徒数の2/3以下とする。
- 4月29日から5月9日までの間については、生徒は学校に登校せず、授業日においてはオンラインを活用した教育活動を実施する。なお、各学校において、クラウド学習支援サービスの活用など、様々なオンライン学習を実施する中で、全ての学校において、全ての生徒が、原則として、1日1回以上、同時双方向型のオンラインによるSHRや教科等の授業などの活動に取り組めるよう工夫する。
- 定時制・通信制課程と島しょの学校については、学校規模に応じて判断する。

2 生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 学習活動について

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習（家政科における実習は含まない）
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

(3) 部活動について

- 全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 大会等に参加する場合、保護者に対し大会等への出場に関する通知を发出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、本校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、本校から所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把

握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途判断する。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、別途通知があるまで実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施しない。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。なお、出場可能な大会等については、部活動顧問にお問合せください。
- 部活動を実施する場合には、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づき、感染症対策を十分に講じて、生徒の安全を最優先にする。また、必要最低限の活動日数にするとともに活動時間については、長くとも平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 大会参加に伴う練習を行う際は、大会出場に登録する生徒に限定する等、必要最低限の人数とする。
- 平日の活動は、オンライン学習後に設定する等、学習時間を確保した上で実施する。

●「緊急事態宣言下における部活動の実施について」

令和3年4月23日教育庁指導部体育健康教育担当課長 抜粋

4月25日から緊急事態宣言解除までの部活動

期日	大会等の参加について
4月25日～4月28日	○大会等への参加は可 ○大会等参加に伴う練習等は可
4月29日～5月9日	○大会等への参加は可 ○大会等参加に伴う練習等は、出場する大会等の初日を起算日として14日前から可 ※ただし、4月30日、5月6～7日については、生徒は登校をしないため、人流を徹底的に抑制することから、活動が許可されている部活動でも活動は中止とする。ただし、その週末に大会等がある場合のみ、できる限り短時間に、かつ必要最低限の人数とするなどした練習は可とする。
5月10日～ 緊急事態宣言解除まで	○大会等への参加は可 ○大会等参加に伴う練習等は可

(4) 学校行事について

- 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を検討する。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoToトラベルが再開するまでの間、延期又は中止する。再開に当た

っては、感染状況やGoToトラベルの動向等も踏まえ、別途通知を受けて判断する。

(5) 昼食・給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要不急の外出は避ける。(自宅学習後に外出しない。)
- 旅行はしない。
- 不要なアルバイトは控える。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動を強くお願いします）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や帰省はしない。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食自粛
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は生徒等を無理せず休養 ※この場合、生徒等の学習の保障を図る。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒

4 生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

5 その他

- PCR検査を受けた（受ける予定である）等、新型コロナウイルス感染症に関する生徒や御家族の情報につきましては、速やかに学校へ御連絡いただけますように、御理解と御協力をお願いいたします。

（担当）

【全日制課程について】

副校長 町谷 光博
電 話 04996-2-1182

【定時制課程について】

副校長 持丸 裕紀
電 話 04996-2-1181